

光回線サービスの契約は慎重に!!

大手電話会社代理店を名乗り「光回線にすると電話料金が安くなる！」と勧誘を受け契約……以前より高額に！

士別市内の光回線未整備地区の工事が完了したことで、4月5日から申込みが開始されています。NTT 東日本から光回線を卸受けた事業者（光コラボレーション）の参入が増え、当センターには、この事業者等が提供するサービスのトラブルが複数寄せられています。

【事例1】60歳代 男性 士別市

NTTの代理店を名乗り「いつも当社の電話利用ありがとうございます。市内の8割が光回線であり、通話料金も安くなる」と説明があった。電話の新サービスだと思い、名前や住所等を伝え承諾した。「書類は後日送付する」と言われ電話が切れた。不安になりNTTに問い合わせると「電話勧誘はしていない。当社の代理店ではない」と言われた。光回線は必要ないので解約したい。

【事例2】80歳代 女性 士別市

「IP電話にすれば電話料金が安くなる。工事費用も工事後に返金する」という勧誘電話があった。

今までの電話料金は毎月2,500円程度。年金生活なので、安くなるなら助かると思い承諾した。その後、工事費用は返金されたが、毎月の電話料金が6,000円となり驚いた。契約書でインターネットの回線契約もしていることが分かった。パソコンを持っておらず不要な契約なので解約したい。

【ひとこと助言】

- 最初にNTTもしくは関連会社であると誤認させる名乗りが行われており、現在のサービスの変更だと思い込み契約手続きを行った事例や契約を了承した覚えがないのに、契約となっていたケースも見られます。
- IP電話は、ネット回線を使って通話する仕組みのため、光回線やプロバイダ等のサービスも含めた料金がかかります。解約時においても違約金が発生する場合があります。
- プロバイダサービスや光回線の契約については電気通信事業法の適用を受け、契約書面を受領した日から8日間は理由に関わらず契約が解除できる「初期契約解除制度」の対象です。ただし、利用したサービス料金や工事費、事務手数料などを支払う必要があります。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションとセット契約であったりと高くなることもあります。勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービスなど契約内容を確認し、内容が理解出来ない、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。トラブルが生じた場合、下記消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWnkj>

